

令和6年度  
第440回 千葉地方最低賃金審議会  
議事録

令和6年8月21日  
11:00 ~ 11:40  
千葉労働局 1階会議室

令和6年度  
第440回千葉地方最低賃金審議会 議事録

1 日時 令和6年8月21日(水) 11:00~11:40

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、大竹委員、小野委員、下田委員、村上委員

労働者側委員

岡田委員、鈴木委員、田中委員、中島委員、野田委員

使用者側委員

池田委員、神田委員、斉藤委員、坂元委員、高橋委員

4 議題

- (1) 千葉地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- (2) 千葉県特定最低賃金の決定(新設)及び改正決定の必要性の有無について
- (3) 千葉県特定最低賃金の決定(新設)及び改正決定について
- (4) 千葉県特定最低賃金専門部会の設置について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

5 資料

資料 1 千葉県最低賃金の改正決定に関する異議申出書(写)

資料 2 特別小委員会報告書

6 議事内容

(会長)

ただ今から、第440回千葉地方最低賃金審議会を開催します。

本審議会は、運営規程第6条に基づき公開で開催することになりますのでその旨を公示したところ、傍聴される方が1名おりますことをご報告します。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、ご承知おきください。

それでは、本審議会の成立について事務局から報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、公労使全ての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

(会長)

本日の議事に入らせていただきます。

議題(1)の「千葉地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」です。

8月5日に開催した第439回本審議会において、当審議会が行った千葉県最低賃金の改正についての答申内容について、関係団体から異議の申出があったとのことですので、始めに労働局長から異議申出の取扱いについて諮問を受けたいと思います。

《労働局長から会長へ諮問文を手交》

(会長)

それでは、事務局は「諮問文」の朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《諮問文を朗読》

(会長)

ありがとうございました。

それでは、事務局は異議申出書の内容について説明をお願いします。

(賃金指導官)

資料1をご覧ください。

8月5日開催の第439回本審の答申を受け、審議会終了後から昨日8月20日まで審議会の意見に関する公示を行ったところ、3件の異議申出がありました。異議申出の概略を申出順にご説明いたします。

まず、1点目は千葉県労働組合連合会からのものになります。

異議の内容は、1時間1,500円にするとともに全国一律にすべきと考えるというものです。

理由としては、最低賃金近傍の労働者の生活改善につながらないこと。

労働条件の良い東京に労働者が流出し、人手不足や人口減少による地方経済

の疲弊、労働者の一極集中、過密状態を作り出していること。

改定額の1,076円は、物価上昇の後追いに過ぎず、引き上げ額が一桁足りず、地域経済を活性化させるためには、抜本的な改善と地域間格差をなくし全国一律で1,500円以上に引き上げることが必要と考えます。

というものです。

2件目は、自治労連千葉県本部からです。

異議の内容は、1時間1,500円以上、もしくは東京と同額の1,163円へ引き上げ、早期に1,500円をめざし、全国一律にすべきもの考えますというものです。

理由としては、改定額の1,076円では、物価上昇に追いつかず、年収ベースで200万円を少し超える程度であること。

地域活性化、住民福祉の増進、中小企業支援策の拡大という観点からも、全国一律1,500円以上に引き上げを求める。

というものです。

3件目は、ちば合同労働組合からです。

異議の内容は、全国一律1,500円に引き上げを求めます。

近年は正社員の賃金が最低賃金に迫りつつあるなど報じられるよう、多くの労働者の影響を与えざるを得ない状況が生じており、最低賃金制度の社会的役割が拡大しており、賃金・雇用破壊の状況転換のため、1,500円に引き上げを求めます。

というものです。

以上になります。

(会長)

ただ今、事務局から異議申出書の内容について説明を受けましたが、これについて何かご質問などはありますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、ここで少し時間を取りますので、この異議の申出について労使双方、別室の方で協議をお願いしたいと思います。

事務局が、別室の方へご案内しますので、協議が終了したらこちらへ連絡してください。

《労使別室にて協議》

(会長)

それでは再開します。

異議の申出について、皆様のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(労働者委員)

異議申立てにつきましては千葉地方最低賃金審議会におきまして、中央最低賃金審議会より提示されました目安額を十分に参酌しながら千葉県の経済情勢を見極めつつ、改正額の水準についてこれまで議論が尽くされた内容であります。

改めて取り扱う必要がないものと考えております。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。

使用者側の方はいかがでしょうか。

(使用者委員)

使用者側の方も議論いたしましたけれども、それぞれの提出意見等を拝見させていただきまして、主張内容は理解いたしますけれども、既にこれまで労使双方で議論を尽くしまして、その結果、決定した改定幅でございますので、これ以上の議論は必要ないということで考えております。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。

ただ今、労使双方からご意見をいただきました。

今回、地域別最低賃金の改定額に異議の申出がありましたが、労使双方で十分に審議を尽くした上で全会一致の決議に達しましたので、8月5日の「千葉県最低賃金の改正決定についての答申のとおり決定することが適当である」旨を、本日、労働局長へ答申したいと思いますがいかがでしょうか。

《異議無し。旨の声》

(会長)

それでは、皆様のご賛同をいただきましたので、「令和6年8月5日付け答申のとおり決定することが適当である」として労働局長へ答申したいと思います。  
事務局は答申文（案）を各委員へ配付をお願いします。

《答申分（案）配布》

（会長）

それでは確認のため、事務局は答申文（案）の朗読をお願いします。

（賃金指導官）

《答申文（案）朗読》

（会長）

ありがとうございました。

ただ今、読み上げた答申文（案）のとおり答申してよろしいでしょうか。

《「はい。」「結構です。」旨の声》

（会長）

それでは、労働局長に答申文をお渡ししたいと思います。

《会長から労働局長に答申文を手交》

（賃金室長）

ただ今、答申をいただきましたので、千葉労働局長からごあいさつを申し上げさせていたただきたいと思います。

（労働局長）

本日は、千葉県最低賃金の改正決定に係る異議申出についてご審議をいただき、ただ今、8月5日付けの答申どおり決定することが適当であるとの答申をいただきました。

本日は、限られた時間の中で慎重かつ熱心なご議論をいただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

本日の答申を受け、千葉県最低賃金の改正決定を行い、本年10月1日発効に向けた手続きを進めるとともに、改正額の周知徹底と履行確保に努めてまいりたいと思います。

本日をもって、本年度の千葉県最低賃金の審議については終了しますが、この間の委員の皆様のご多大な御尽力に、心より感謝申し上げます。

また、今後は特定最低賃金についてご審議をお願いすることとなりますが、委員の皆様におかれましては、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

続いて、議題(2)の「千葉県特定最低賃金の決定(新設)及び改正決定の必要性の有無について」です。

特別小委員会の審議結果について、同小委員会委員長を仰せつかっている私の方から、ご報告申し上げます。

特定最低賃金については、7月29日の第438回本審議会において新設及び改正決定の必要性の有無についての諮問がなされ、8月1日と本日、特別小委員会で審議を行いました。

資料は2になりますのでご覧ください。

まず、新設申出の総合スーパーマーケットについてですが、全会一致には至らず「必要性無し。」とする結論に達しました。

続いて、7業種の改正決定の申出についてですが、まず、改正申出のあった7業種のうち調味料製造業、一般機械器具製造業関係及び精密機械器具製造業関係の3業種については、労働協約等の賃金の最低額が今回改正される地域別最低賃金の1,076円を下回っており審議の対象から外れ、自動車新車小売業及び各種商品小売業の2業種については、全会一致に至らず「改正決定の必要性無し。」とする結論に達しました。

一方、鉄鋼業及び電気機械器具製造業関係の2業種については、全会一致で「改正の必要性有り。」とする結論に達しました。

以上、特別小委員会運営規程第10条に基づき、ご報告申し上げます。

この報告を踏まえ、今一度、審議会としてご意見を伺いたいと思いますが、使用者側はいかがですか。

(使用者委員)

《意見ありません。旨の声》

(会長)

続きまして、労働者側はいかがですか。

(労働者委員)

《意見ありません。旨の声》

(会長)

ご承知のとおり、特定最低賃金の改正の必要性については、全会一致が求められていますので、当審議会は新設の申出がありました総合スーパーマーケットについては、全会一致に至らなかったことから「必要性無し。」

また、改正決定の申出があった7業種のうち、調味料製造業、一般機械器具製造業関係、精密機械器具製造業関係、自動車新車小売業及び各種商品小売業について、全会一致に至らなかったことから「必要性無し。」

鉄鋼業及び電気機械器具製造業関係については、改正決定の「必要性有り。」と答申することとします。

それでは、答申文(案)を事務局は各委員へ配付をお願いします。

《答申文(案)配布》

(会長)

それでは確認のため、事務局は答申文(案)の朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《答申文(案)朗読》

(会長)

ありがとうございます。

それでは、「答申文」(案)のとおり答申してよろしいでしょうか。

《「はい。」「結構です。」旨の声》

(会長)

それでは、労働局長に答申文をお渡ししたいと思います。

《会長から労働局長に答申文を手交》

(会長)

続いて、議題(3)の「千葉県特定最低賃金の改正決定について」です。



ただ今、鉄鋼業及び電気機械器具製造業関係について、改正決定の必要性を認める旨の答申を行いました。

については、この2業種の特定最低賃金の改正決定について、労働局長より諮問がなされますので、お受けしたいと思えます。

《労働局長から会長に諮問文を手交》

(会長)

ただ今、労働局長から2業種の金額改定諮問を受けましたので、事務局は「諮問文」の写しを各委員へ配付してください。

《諮問文(写)配布》

(会長)

確認のため、事務局は諮問文の朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《諮問文を朗読》

(会長)

続いて、議題(4)の「千葉県特定最低賃金専門部会の設置について」です。  
ただ今、2業種の改正決定について諮問を受けましたので、今後、専門部会を設置し審議を行うこととなります。

この後の事務手続きについて、事務局から説明をしてください。

(賃金室長補佐)

特定最低賃金の専門部会委員の推薦公示について、ご説明いたします。

審議会令第6条第4項の規定により、専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命については、同令第3条を準用することになり、関係労働組合及び関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて候補者の推薦を求める公示を行う必要があります。

相当の期間とは、原則として2週間から3週間程度とされていますので、本日公示し、9月4日までとしたいと考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

(会長)

続きまして、関係労使からの意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

(賃金指導官)

最低賃金法第 25 条第 5 項により、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする旨規定されております。

また、最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項の規定により、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨と、意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとされております。

なお、公示期間は 3 週間程度とされておりますので 9 月 11 日を期限として、本日、公示する予定となっております。

事務局からの説明は、以上でございます。

(会長)

ただ今の説明に関し、何かご質問などはありますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

続いて、議題(5)の「今後の審議日程について」ですが、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

令和 6 年度特定最低賃金審議日程(案)をご覧ください。

こちらは、7 月 4 日に開催された第 437 回本審議会で配付したものと同一資料となります。

ただ今、改正決定の諮問をさせていただきました 2 業種についての専門部会は、電気機械器具製造業は、1 回目を 10 月 7 日、第 2 回目を 10 月 11 日、いずれも午後 2 時からの開催予定としております。

また、鉄鋼業は、1 回目を 10 月 9 日、第 2 回目を 10 月 15 日、いずれも午後 2 時からの開催予定としております。

以上のとおり、ご案内させていただいたところでございますが、電気機械器具製造業の第 1 回目の 10 月 7 日午後 2 時からにつきましては、変更する場合がありますので、委員選任後、改めて日程の調整をさせていただきたいと思っております。

なお、特定最低賃金の審議にあたっては、専門部会の決議が全会一致した場合「最低賃金審議会令第6条第5項」を適用する旨、7月4日開催の第437回本審議会で決議をいただいているところでございます。

特定最低賃金においては、全会一致により決定していただきたいと考えておりますが、万が一、全会一致が得られない事態が生じた場合には、本審議会を設ける必要が生じますので、その際は、10月18日午後3時から本審議会を開催する予定としておりますので、ご承知おきいただきたく存じます。

また、公示によって異議の申出があった場合は、11月8日午前10時30分から異議申出に対する本審議会を開催する予定としておりますので、こちらにつきましても併せてご承知おきいただきたく存じます。

事務局からの説明は、以上でございます。

(会長)

特定最低賃金の審議については、ただ今、事務局から説明があった日程で進めてまいりますが、電気機械器具製造業について一部再調整の話がありましたので、今後、事務局から連絡があった場合は、ご対応のほどよろしく申し上げます。

なお、事務局は審議会の開催日程が確定したのちは、速やかに各委員に連絡を申し上げます。

事務局から、他に何かありますか。

(賃金室長)

全国の地域別最低賃金に係る答申の状況について、現在も審議が継続しているところもありますので、8月20日現在の状況についてご説明いたします。

8月20日現在で、44都道府県で答申が行われており、全国トップは東京都の1,163円、次いで神奈川県1,162円、大阪府1,114円となっております。

引き上げ額を見ますと、愛媛県の59円、島根県の58円、鳥取県の57円、佐賀県・鹿児島県・沖縄県の56円となっております。

ここまで目安額どおりの改定に至ったのは20都道府県、目安以上の改定に至ったのは24県となっております。

事務局からは、以上でございます。

(会長)

各委員の皆様、何か発言したいことなどはありますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、審議を終わりたいと思います。

今回をもって令和6年度の千葉県最低賃金改正に係る審議の全てが終了しました。

特に、専門部会委員の皆様には大変ご苦勞をお掛けしました。

これまで、千葉県最低賃金の改正決定に向けてご尽力をいただき、改めて御礼申し上げます。

それでは、以上をもって閉会とします。